

21世紀を地方自治の時代に

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933

発行人 長平 弘 編集人 谷口 郁子

通巻668 2018. 12 付録

東海版 NO.406号 2018.11.10

東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8

TEL・FAX 052-916-2540

http://www.tokaijichiken.web.fc2.com/

E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)

編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



街の再開発時に整備された場所です。

一見きれいな感じであるが三方向がビルに囲まれており、日照時間が短いためか、あるいは近所に子供がいないのか、主のいない遊び場である。

(撮影場所 名古屋市北区)

撮影 菅谷秀昭 (日本リアリズム写真集団)

12月号の内容

2018年度 東海自治体問題研究所第46回会員総会報告	2P
リニア中央新幹線が地域に与える影響	5P
子どもからおひさまを奪わないで.....	13P
市民自治をめぐるガバナンスの課題	
第1章 組織の資源をめぐる地縁集団と草の根NPOとの協働の課題・下.....	15P
研究会報告	23P
東海ローカルネットワーク.....	25P
研究会報告.....	27P

2018年度 東海自治体問題研究所第46回会員総会報告

2018年度東海自治体問題研究所第46回会員総会を、10月19日（金）午後6時30分から名古屋市北生涯学習センターで開催しました。総会は、羽間会員の司会のもと、議長に笹原会員を、役員選考委員に亀谷会員ら3人を選出しました。総会開会にあたり、市橋理事長から挨拶がありました。総会では、①2017年度報告と総括、決算報告、②2018年度方針事業計画、予算案、③新役員選出、について討議し、承認されました。

総会終了後、日本福大学名誉教授大木一訓氏が「変貌する自動車産業と地域経済の課題」の講演を行いました。

事業報告 ・ 決算報告について

事業報告（含む活動日誌）

2017年度事業計画の方針にもとづく活動は、次のとおりです。

1 研究所の運営・事務局体制の確立

理事会は、年4回開催し、研究所の事業（自治体学校など）について、討議し、意思統一を図ってきました。2017年12月2018年3月、6月開催）事務局体制については、日常業務を担う事務局は10人で職務を分担してきました。月1回（第1月曜日）の事務局会議で集团的討議のもとで運営方針を決め、実践してきました。

2 会員拡大と会費長期滞納者への督促

拡大は、自治体学校等において拡大に努めました。また、長期滞納者へ特別の請求や電話等により督促を行ない解決に取り組みました。会員拡大について、自治体学校などで加入の訴えを行ってきましたが、会員の減少傾向が続いています。

3 書籍販売

東海自治体学校、憲法集会、自治労連愛知県本部大会などでの図書販売を行ってきました。



開会のあいさつを行う市橋理事長

4 地域課題に対応する研究会・調査活動

(1) 東三河くらしと自治研究所

交通問題勉強会、人口減少時代の都市再生プラン研究会、地域づくりと住民自治研究会、地方自治研究会地域経済の将来を考える研究会まちづくり読書会が定期的に開催され、研究、交流が行われました。また、東海自治体学校での分科会などの準備、運営なども行いました。

(2) 今年度は、現地に学ぶシリーズは、行いませんでした。

5 東海自治体学校の開催と所報の充実

(1) 第44回東海自治体学校の開催

第44回東海自治体学校を2018年5月20日（日）10時～16時00分（会場：名城大学ナゴヤドーム前キャンパス）で開催しました。午前中は全体会で、基調講演報告「公共施設の統廃合で、地域、コミュニティは発展

できるのか」(講師:森 裕之立命館大学教授)、午後は、3講座、8分科会を行いました。参加者数は、184人でした。東海自治体学校開催準備のために、実行委員会を2017年11月~2018年6月までに7回行った。

(2) 所報の充実、ホームページの更新について

各研究会の活動、会員からの投稿を中心に企画運営を進めています。研究者からの投稿や自治体の動きに日々接している会員の執筆依頼を行い、所報の充実を図ってきました。ホームページ管理者に情報の提供を行い、更新を行うように努力してきました。また、東三河くらしと自治体研究所の会報、行事などの案内も行ってきました。

(3) 高山市まちづくり研究会の結成について
広域合併した高山市では、高山市に「まちづくり研究会」をつくろうと学習会、現地見学をしながらまちづくりの準備を進め、今年5月12日に「高山市まちづくり研究会」が発足しました。

会報は、季刊で発行

(4) 講師派遣・紹介

一宮市の会員などからの依頼で、「学校給食とPFI」問題で講師を紹介しました。

図ります。

2018年度事業計画 (案)

1 企画事業

会員の幅広い要望に応える講座を開催します。地方自治、地方財政などの講座を開催します。

2 調査・研究活動

(1) 研究会は、研究所の地方自治の発展を調査・研究するために重要なものです。さらに、会員の要望に応えた研究活動を強化します。各研究会の事業計画案は、次の通りです。研究基金を活用した取り組みも行います。

(2) 第45回東海自治体学校の成功に向けて取り組みます。

第45回東海自治体学校は、2019年5月に開催する予定で、11月から実行委員会を開催します。幅広い分野からの実行委員会への参加を呼び掛け、自治体、地域が課題になっていることを分科会で取り上げます。また、会場、分科会の持ち方、実行委員会のあり方についても議論を行います。

(3) 議員セミナー、シンポジウム、の開催、現地で学ぶツアーの開催をおこないます。

事業計画・予算について

議案2 2018年度事業計画・予算について

2018年度の基本方針

- 1 地方自治や憲法の動きに敏感に対応する企画事業や学習活動を強化します。
- 2 リニア問題、アジア大会などの地域の課題に対応する研究・調査を進めます。
- 3 研究所「所報」発行の充実など広報活動を強化するとともに会員拡大を進めます。
- 4 研究所の役割を果たすために、理事会の機能、事務局体制を強化して取組みの推進を

3 広報活動の強化

(1) 研究所所報の発行

研究所所報は、月1回発行をします。また、所報に掲載した論文等を年報及びブックレットとして発行することを検討します。また、情報収集に努めます。

(2) ホームページの充実

迅速な情報を提供し、行事等の案内、研究会報告などの充実をはかることにより、ホームページをより充実させます。

(3) 書籍販売の促進

研究所発行の文献、自治体問題研究社から発行される書籍販売の強化を図ります。

4 組織等の強化

(1) 会員拡大

自治体職員向け企画、市民、議員向け企画を通して、研究所の認知度を上げ「会員」拡大にむすびつけます。具体的には、個人会員20名以上の拡大を図ります。そのために、各団体への要請をおこないます。

(2) 東三河くらしと自治研究所との連携
東三河くらしと自治研究所とは、これまでのように連携して情報交換をしていきます。

(3) 高山市まちづくり研究会との連携

2018年に結成された「高山市まちづくり研究会」と連携し、情報交換をしていきます。

(4) 岐阜県、三重県及び愛知県内の地域研究活動の推進と「まち研」の設立

愛知、岐阜、三重の自治研究会でも研究活動ができるような組織強化を図ります。研究所は、各県が主体的に研究活動を実践できるよう支援します。岐阜県、三重県、及び愛知県内の地域における「まち研」活動を進めます。

5 他団体との連携

(1) 第61回自治体学校

第61回自治体学校の開催が予定されています。(開催地：静岡市2019年7月27日(土)・28日(日)・29日(月))多くの会員の参加を呼び掛けるとともに、実行委員など学校運営にも結集します。また、自治体問題研究所が中心に行う調査に協力します。

6 機関運営

(1) 理事会等の開催

理事長・副理事長会議を必要に応じて開催します。また理事会活性化のために、研究所規約に抵触しない範囲内で常任理事会的機能を持たせた打ち合わせの開催も考慮していきます。理事の交代、規約上の顧問制度の活用なども検討します。

(2) 事務局体制

2014年の会員総会から複数の集団的事務局体制で行ってきました。今後の事務局の維持・発展を考えると、現行の集団による事務局体制を続けていきます。

役員改選について

2018年度の役員については、理事長、副理事長の変更はなく、理事については、3人の理事が退任され、1人の理事が新しく選任されました。



記念講演を行う大木一訓日本福祉大学名誉教授

リニア中央新幹線が地域に与える影響

前田 定孝 (三重大学人文学部)

はじめに

リニア中央新幹線の工事が、名古屋駅新幹線ホームの3両目にあたる位置において始まっている。名古屋駅JRゲートタワービルから名古屋駅西口のビックカメラの北側の道路周辺では、すでに立ち退きも始まっている。椿魚市場も、2018年5月31日で閉鎖された。そしてゲートタワービルから西へ延びる道路は周辺には、深さ約30メートルの開削がされる。

さて、このリニア中央新幹線が完成したら、東京・品川駅と名古屋駅の間はわずか40分でつながるとされる。その間の区間において、東京、神奈川、山梨、静岡、岐阜、愛知の各県をほぼ直線をつなぎ、その途中で、標高3000メートルクラスの赤石山脈の脇腹をぶち抜き、さらには首都圏および愛知県内については、地下40メートルよりも深い、いわゆる大深度地下空間が掘削される。

このような壮大な大規模開発は、国民、とくにその通過する各県の住民にとって何を意味するものなのであろうか。また、その工事の過程において、自然環境等に対する否定的な影響はどのように解決されているのであろうか。

毎年4月および11月に、愛労連の地域組織



である全労連名古屋中地域センターを中心に、「栄総行動」が実施されている。そこでは、中地域センターを中心に、毎回、名古屋市、国土交通省中部運輸局、そして東日本旅客鉄道株式会社（以下、JR東海と略）との懇談を実施している。

本稿は、この「栄総行動」におけるリニア中央新幹線についてのとりくみの報告でもある。

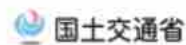
1. リニア中央新幹線とは

本論に入る前に、まずリニア中央新幹線構想の概要を確認する。

この構想は、全国新幹線鉄道整備法9条1項に基づいて、JR東海を事業主体とするものであり、2014年8月26日付けで申請された「第33号品川・名古屋間工事实施計画」に対して、2014年10月17日国鉄施第75号として国土交通大臣の認可処分を受けたものである。2016年1月27日に品川駅において工事が開始され、その後2018年3月2日の認可で、変電所や電力ケーブルなどの電力設備や運行管理システム等の電気関係設備が追加された。ルートは、図1(6ページ)のとおりである。

この計画につき、本稿では、工事段階の安全面につき落盤時の脱出等について、および環境面について、発生土の処理や地下水脈分断の際の水枯れ等に起因するさまざまな障害について、さらには、供用後の安全性につき、直下型地震発生による事故、および事故の際に車両が停止した場合等の脱出方法などを、そして環境配慮面につき、地下水脈等を分断した際の水枯れ等に起因するさまざまな障害について適切に配慮され、解決されているのかどうか検討する。

リニア中央新幹線の概要



※1 中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画(その1)(H26.10.17認可)による
 ※2 中央新幹線(東京都・大阪市間)調査報告書(H21.12.24)による
 ※3 財政投融資の活用による

＜中央新幹線の整備計画＞

建設区間	中央新幹線 東京都・大阪市	
走行方式	超電導磁気浮上方式	
最高設計速度	505キロメートル/時	
建設に要する費用の概算額 (車両費を含む。)	90,300億円	
その他必要な事項	主要な経過地	甲府市附近、赤石山脈(南アルプス)中南部、名古屋市附近、奈良市附近

(注) 建設に要する費用の概算額には、利子を含まない。

国土交通省「リニア中央新幹線の概要」

<http://www.mlit.go.jp/comon/001058063.pdf> (2019年9月20日最終閲覧)

2. リニア中央新幹線をめぐる法的問題

まずはじめに、このリニア中央新幹線の認可手続について確認する。

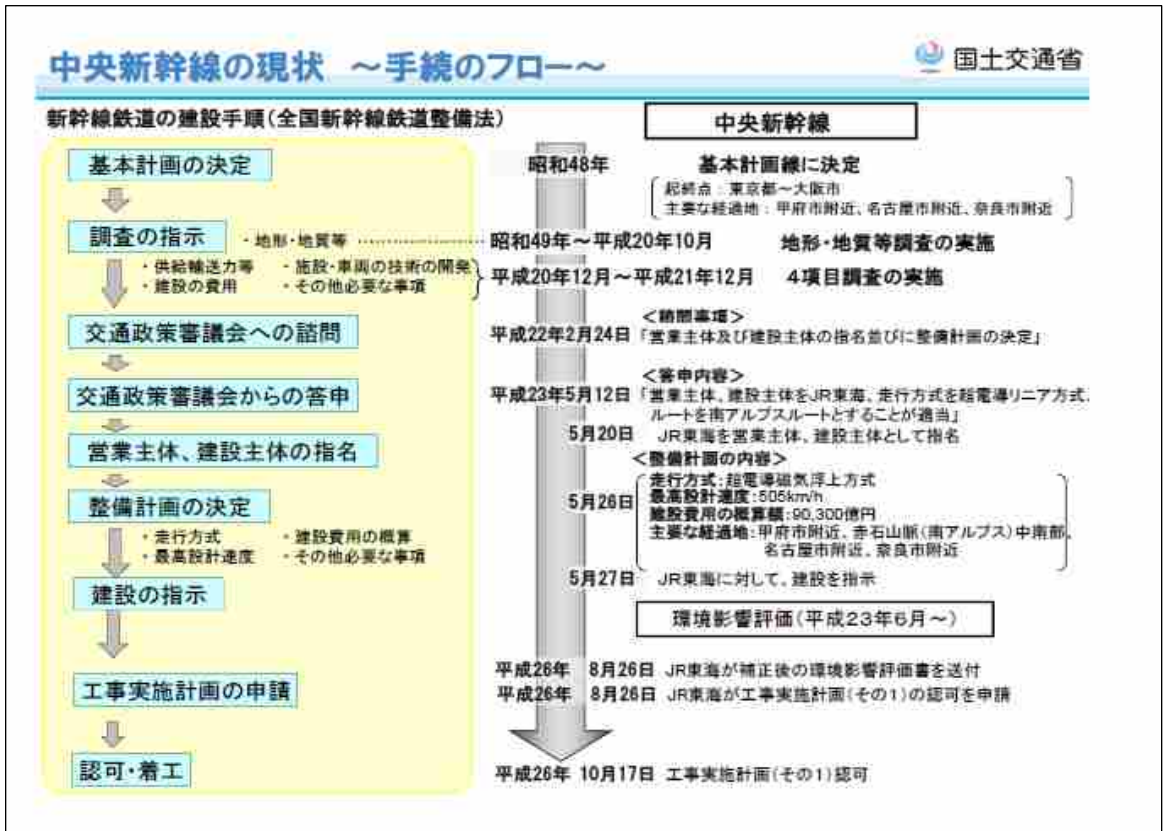
(1) 認可処分手続

この認可処分の申請者は、JR東海であり、処分庁は国土交通大臣であり、根拠法規は全国新幹線鉄道整備法9条1項である。この手続のフローは、図2(7ページ)のとおりである。

まずは、事業主体としてなにゆえに「私企業」であるJR東海が指定されたのかが問題である。その経緯について、以下のように説明されている。

「日本国有鉄道が昭和37年から開始した超電導リニア技術の開発は、国鉄改革以降、公益財団法人鉄道総合技術研究所及びJR東海

が実施してきた経緯がある」こと、および「技術的な観点からは、(1990年)以降山梨実験線を建設し、現在も延伸工事等を行っていること、走行試験など実験を重ねてきたことなどを勘案すれば、超電導リニア方式による鉄道技術を有するものと認められる。また、財務的な観点からは、同社が東京・大阪間の中央新幹線建設に関する計画として示した長期試算見通しを小委員会が独自に行った需要予測に基づき検証した結果、現段階で想定できる範囲内では、JR東海は十分慎重な財務的見通しに基づいて、名古屋暫定開業時期(2017年)および大阪開業時期(2045年)を設定しているものと判断される。仮に想定を上回る収益が上げられれば、大阪開業時期を早めることも期待できる。一方、今後仮に今般の東日本大震災のような不測の事態が発生



国土交通省「リニア中央新幹線の現状～手続きフロー」

<http://www.mlit.go.jp/comon/001058064.pdf> (2019年9月20日最終閲覧)

し、一時的な収入の低下や設備投資費用の増加などの事態が生じたとしても、我が国の三大都市圏間の高速かつ大量の旅客輸送を担う東海道新幹線の安定的な収益力を踏まえれば、債務残高を一定の水準に抑制しつつ、投資のタイミングを適切に判断することにより、経営の安定性を維持しながら事業を遂行することが可能と考えられる」。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申<http://www.mlit.go.jp/common/000144328.pdf> (2018年10月13日最終閲覧)

東海が、技術的および財務的に適切であると判断されたのである。それでは、JR東海はこの任に応えうるのであろうか。のちに検討することになる。

(2) 認可基準の問題性・全国新幹線整備法

さて、この認可処分は、上記のように全国新幹線鉄道整備法に基づいて認可されたときとされている。〈認可〉である以上、それは国家、すなわち国土交通省による厳格な監督のもとに、安全および環境配慮がなされているものであるはずである。

それでは、この認可処分とは、適切に安全および環境配慮がなされたものなのであろうか。この点、全国新幹線鉄道整備法は、少し変わった法律である。処分庁である国土交通大臣の認可についての根拠規定は、次のようになっている。

この壮大な国策事業の実施に際して、JR

(工事実施計画)

全国新幹線整備法9条 建設主体は、前条の規定による指示により建設線の建設を行おうとするときは、整備計画に基づいて、路線名、工事の区間、工事方法その他国土交通省令で定める事項を記載した工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。2

前項の工事実施計画には、路線の位置を表示する図面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 建設主体（事業主体である建設主体を除く。第5項において同じ。）は、第1項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主体に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、建設主体が機構である場合において第1項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、第13条第1項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならない。

5 建設主体は、第1項の規定による国土交通大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を営業主体に送付しなければならない。

私企業が事業を行うに際して、そこではその事業遂行に際して発生することが危惧される、危険性や環境への否定的影響の顕在化を未然防止するために、監督庁は、認可処分を通じて形成された監督関係によって、一定の拘束をかけるものである。それはすなわち、私企業の〈営業の自由〉に対する制限である。それでは、この全国新幹線鉄道整備法において、このような危険性または環境への否定的影響の顕在化を未然防止するための制限等は、同法のどこに規定されているのであろうか。通常このような規定は、「認可基準」の箇所において明記される。この点同法14条は、次のように規定する。

全国新幹線鉄道整備法14条 営業主体と建設主体が同一の法人である場合において建設主体に対する第8条の規定による建設の指示が行われたときは、当該指示に係る建設線の区間について、当該法人は、鉄道事業法第3条第1項の規定による第一種鉄道事業の許可を受けたものとみなす。

そして鉄道事業法3条1項は、「鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない」としつつ同5条は、以下のように規定する。

鉄道事業法5条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- ①その事業の計画が経営上適切なものであること。
- ②その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。
- ③前2号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- ④その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

2 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者の申請により、特定の目的を有する旅客の運送を行うものとして国土交通省令で定める要件に該当すると認める鉄道事業について、その許可をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第4号の基準に適合するかどうかを審査して、これを行うことができる。

3 国土交通大臣は、第三種鉄道事業の許可をしようとするときは、当該事業により敷設される鉄道線路に係る第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業の許可と同時にするものとする。

この場合、安全性および環境保全面については、鉄道事業法5条1項2号でいう「その事業の計画が輸送の安全上適切なものである」

かどうか、考察の手がかりとなる。以下、この「型紙」をもとに検討する。そこでは、大きく分けて環境対策と災害対策とが問題となり、いずれの論点も、工事中と供用開始後がそれぞれ問題となる。

3. 環境対策をめぐる問題

(1) 工事中段階

① 名城非常口

名城非常口がリニア中央新幹線の路線となる地下トンネルの掘削工事に際して、その発生土（下記注）を取り出す場所として位置づけられることから、JR東海の説明によれば、工事のピーク時には1日200台の工事車両が往来し、リニアトンネル掘削が始まれば700台にも達するとあり、騒音や振動、粉じん、周辺の環境悪化や、近くの名城病院への影響を心配する声が多数寄せられていた。

5月20日の自治体学校当日、参加者の発言において、工事を通じて発生した発生土の性質およびその処理責任はどこにあるのかが話題になった。しかしながら、「廃棄物」とは廃棄物処理法2条により、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう」とされ、建設発生土は「廃棄物」に該当しない。環境省も、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長宛環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知・環廃産第11032900 4号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（2011年3月30日）で、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港灣、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外されている」とする。

同様に、工事完了後において、新幹線車両通行にともなう振動等の環境悪化が懸念さ

れる。この点、国土交通省には、JR東海に対する助言または指導等が求められる。

この点2018年4月段階において、県道215号経由でKKRホテルの角を南下し、さらに国道19号および国道41号を経由するルートが示されている。

http://company.jr-central.co.jp/company/oth-ers/briefing_session/aichi/_pdf/141107/material.pdf（2018年10月13日最終閲覧）

この場所では、工事に際して、決められた土砂等搬送ルートにおいて、事業者としての工事車両数の往来予想量に基づいて、工事の平準化、車両点検・整備、運転手への教育等によって対応するとされた。しかしながら、発生土搬出先については、2018年10月現在において、示されていない。結局のところ、「調整・検討」の末に、土砂はどこに搬出されることになったのかが問題である。

名古屋市は、2018年4月の栄総行動の際の回答書において、「今後決まり次第、明らかにするよう、JR東海に申し入れております」とするとともに、「騒音規制法令に基づく規制指導などを行ってまいります」としている。その実がどれくらい上がっているのかが問われる。

なお、4月時点でJR東海は、「近日中に発表する」と回答した。

名中センターとしては、栄総行動を通じて、工事期間中と運用後の安全確保や環境保全などについて、JR東海に引き続き、要請・懇談を申し入れていく必要がある。

② 坂下非常口

坂下東口につき、2018年2月15日段階でボーリング調査をしているとの表示があったとされる。この点、建設会社によると、発生土の持って行く先を決めるための土壌の調査を行っているとの返事があったとのことである。この点、工事前においてはJR東海が実施したとのことであった。もしもそうであれば、土壌の概要は調査されているはずである。この点建設会社の調査との関係が問われる。

③ 名古屋駅新設（西工区・東工区）

名古屋駅西口については、すでに2018年5月段階で椿魚市場を含む大規模な立ち退きが実施されている。駅舎（1km）の新設のための開削工事と、トンネル上部の土地利用に制限がかかる浅深度にトンネルを敷設する工事のためである。

栄総行動の要請行動でも明らかになったが、駅西側（中村区、ゲートタワーの西側に面した部分）では用地買収のうえ、地下30メートルの開削工事が行われる。立ち退きのため、すでに空地になっている場所もあれば、「椿魚市場」のように5月末で閉鎖された建物もある。ここには、ゲートタワービルの地下部分の西延伸部分（駅）がつくられる予定である。

しかし、これらの工事や用地測量の進め方による負荷に対して、十分な対策は

取られていない。市長は、住民と連携を取りつつ、これらの問題の解決のために、国土交通省中部運輸局に対してしかるべき対応を求めるべきである。

名古屋市は、「本市といたしましては、環境影響評価の事後調査の中で環境保全措置の

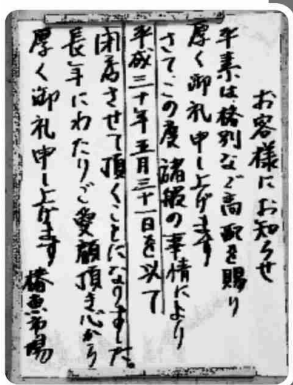
実施状況などを確認し、必要に応じ指導・助言してまいります」とするにとどまる。

④「美濃帯」からの流出土砂による

土壌汚染

恵那市内に「美濃帯」と称する地層が分布し、岐阜県の可児市から犬山市にかけて分布し、一部春日井市にも及んでいる。この土壌は、水と接触すると酸化し、下流域に鉍害を及ぼす心配があるとされる地層を含む。その結果、可児市ではかつて、稲作や動植物への甚大な被害を発生させたといわれる。また、東海環状道路久久利トンネル工事による黄鉄鉍酸性水鉍害発生したとのことである。

恵那市内の埋立て予定地はいずれも下流は



愛知県であり、下流域に鉍害を及ぼす心配ある。この点につきJR東海は、それほど意識していなかったようである。ある。この点につきJR東海は、それほど意識していなかったようである。

国土交通省には、この事態につき、全幹法および鉄道事業法に基づく権限の行使として、上記認可処分に内在するものとして、工事中において周辺住民等に看過しがたい否定的影響を与える可能性がある場合に、工事の一時停止命令または指導等の監督権限の行使が要請されると考えられる。

⑤春日井市等の亜炭廃鉍

リアの大深度地下トンネルが通過する春

日井市には、かつての亜炭鉱の廃坑跡が随所に存在する。一昨年には、その一部が陥没して公園に穴が空くという事件があった。この点、JR東海は、リニアのトンネルが大深度地下であるから心配ないと繰り返すだけで、その根拠の説明はしていない。

4. 災害対策問題

(1) 工事中段階

① 直下型地震対策

名古屋市内においては、堀川、尼ヶ坂、笠寺の3つの断層がリニア路線ルートを脅かしている。とりわけ堀川断層付近には、高低差最大10メートルのたわみがあることがわかっている。この点JR東海は、シールド工法によって安全を確保するとしているようである。しかしながらある知見によると、この箇所の断層運動によって地表面で片側27メートル全幅54メートルにわたって影響が出るとされている。この点、事業者であるJR東海、監督官庁である国土交通省、および災害対策基本法上の献言と責任を担う名古屋市のそれぞれの対応が求められる。

② 災害時の国家公務員の一時避難場所

リニア中央新幹線工事にともなって、周辺に勤務する国家公務員の一時避難場所として、名城東公園が使用できなくなった。この点、JR東海は、「名古屋市が一時避難場所の指定を解除した」ことから、問題なしとしている。この点、国土交通省は、国家公務員の生命・安全に対する責任の観点からどのような対応をするのが問題となる。さらに名古屋市としては、災害対策基本法に基づく地域防災計画等において、一時避難場所を指定する権限と責任を負うことから、国家公務員等の安全に対する責任が問われる。この点名古屋市は、「名城公園一帯は、広域避難場所の基準を満たしており、引き続き機能すると考えております」とする。

なお、この場所は、かつて全労連名古屋中地域センターをはじめとする実行委員会が、

毎年8月に納涼平和まつりを開催する場所であり、周辺の官庁街の労働組合等の交流の場でもあった。しかしリニア工事のためにこの場所が使えなくなった。そのための代替措置を求めているところでもある。

③ 談合事件に関する監督処分

名城東口工事を含むリニア中央新幹線の不正受注疑惑が発覚した。この点、工事の質における何らかの疑義等の有無が疑われる。このような問題が起こった大きな理由は、9兆円という事業費の巨大な利権にある。しかも、この事業は、約3兆円の財政投融資が追加的に活用されたために利権はいっそう膨らんでいた。単なる民間事業ではなくなり、公共事業としての性格もあわせ持つはずのリニア中央新幹線建設につき、財政投融資金を元手に大手ゼネコンに大盤振る舞いするJR東海に対して、国土交通省には、第1に、工事中においては工事の安全の確保につき、工事完了・営業開始後はその安全な運行とその運行が公共交通手段たるにふさわしく、誰でも安全かつ公平に利用できる安価な交通手段であることを保障することとともに、第2に、公正性や透明性に疑念がもたれた公共事業についてはいったんストップして、談合等の問題点を解明したうえで、あらためて公正かつ透明な状態で事業を再開することが求められる。

さらに国土交通省は、JR東海に対し、同社自身とゼネコン各社の罪状が確定した際には、その再発を防止することの証として、同社がゼネコン各社との工事委託契約をすべて解除させるよう指示あるいは指導すべきである。

(2) 供用開始後の安全性・環境対策について

① 南海トラフ型地震

リニア中央新幹線が愛知県内、とりわけ名古屋市内を走行中に、南海トラフ型地震等の大規模地震災害が発生した際の応急対策が問われる。この場合、濃尾平野等において大規

模な地盤沈下が予想される。

河田恵昭『津波災害 増補版』
(岩波新書、2018年)

しかしながらJR東海は、この想定をしていないようである。また津波等による浸水につき、同社は「最大で30センチの浸水」という数値を示している。しかしながら、地表で30センチという浸水は、地下空間においてただちに避難不可能であることを示したものである。この場合の対応が問われる。この点名古屋市長も、本市の南海トラフ巨大地震の被害想定」において「地盤沈下を考慮した津波の浸水深及び浸水範囲を公表しております。『あらゆる可能性を考慮した最大クラス』では、中村・瑞穂・熱田・中川・港・南・緑の7区での浸水が想定されております」とあるにとどまり、プレートの地盤沈下までも想定したものではない。

② 直下型地震

その他、走行中に直下型地震が発生した際に、JR東海は、「お客様の安全が事業の前提なので」いち早く止めるとする。また、その場合に、「最大で2.5キロ歩いていただく」あるいは「階段で上がっていただく」とした。

名古屋市長には、災害対策基本法等にもとづくしかるべき対応をとることが求められる。この点、同市は、「基本的に事業者であるJR東海において、災害を想定した防災訓練が行われていると認識しています」としつつ、「今後もJR等に対し情報提供を求めていくとともに、災害対策にもれがないよう準備をすすめていきたい」とする。どのような情報提供がなされたのか気になるところである。

5. 行政としての対応の問題

その他、栄総行動実行委員会・全労連中地域センターの問い合わせに対して、とくに中部運輸局は、書簡等が完全に本省で実施されていることを理由に、回答を拒否している。

この点、この認可処分が大臣権限であって、中部運輸局に対して直接的に権限が配分されていないとしても、国の府省が工事の安全確保において責任を有することは、国民主権の観点においても明白であり、国土交通省およびその地方支分部局は、法治国家原理に基づいて、周辺住民の安全確保のためのさまざまな権限行使に責任を有するはずである。

少なくとも国土交通省設置法4条でいう所掌事務として、第1に交通行政につき5号および65号、ならびに73号および75号に基づき、さらに国土利用についての関係機関の事務調整に関する同2号、土地の収用に関する同6号、大都市圏整備に関する24号、および都市計画等に関する45号に基づき、国土交通省が国民に対して負わせられた責務として、大臣官房等に意見具申することは可能である。同局には、国民の生命および健康の権利の保障に責任を負う監督官庁として、乗客の安全を確保し、同時に開業後における周辺環境の保護のために、本省および関係機関との調整のうえ、対応されるように求めたい。

おわりに

以上、リニア中央新幹線の建設および供用が、乗客、工事従事者、および周辺住民等に対して、環境および災害防止の観点でどのような影響を及ぼすのかを考察してきた。大深度地下において被災した場合の対応の困難な、水枯れなど自然に与える影響、発生土の処理など、一般にいわれている以上にさまざまな問題が顕在化している。しかしながら、ほとんど対応がされていない。そこには、直下型地震に対して絶対の自信を示した東海旅客鉄道株式会社中央新幹線愛知工事事務所・環境保全事務所（愛知）にみられるような、「安全神話」がまかり通っているような印象すらもある。

このように、本件の工事および事業は、全国新幹線整備法の関連法規である鉄道事業法5条1項所定の第2号「その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること」につき、

重大な疑義があると考えている。住民運動や大衆的な裁判等を通じて、これらの疑義が白日にさらされるなかで、工事中止等に追い込

むことが求められよう。貴重な自然環境を守り、住環境を悪化させないために、工事中止を展望したとりくみが求められる。

子どもからおひさまを奪わないで

名古屋教会幼稚園 園長 石原 ゆかり

名古屋教会幼稚園は、宗教法人日本基督教団名古屋教会によって、昭和24年に設立され、小規模園ながら現在までに1,500名余の子ども達の巣立ちを見守ってきました。イエス・キリストの教えに倣い「一人ひとりが、人として当たり前大切にされること」を心に据え、子ども・保護者・職員らが互いの思いを分かち合い、歩みたいと心がけています。

名古屋教会幼稚園は、名古屋市中区丸の内 にあり、用途地域は商業地、容積率は600~800%の場所です。そのため、郊外の幼稚園に比べれば決して良い環境とは言えません。しかし、今年の夏までは、陽の光は1年を通して、ちょうど園児が登園してくる9~10時頃には西隣のビルを超えてふりそそぎ、降園する14時ごろまでは確保されていました。園庭の中でも日当たりの良い場所には果樹や花壇があり、早春から初冬までは様々な実りや、花が咲きます。特に今年は「あんず」や「みかん」が豊作で、つい先日も子ども達と、感謝をもっていただきました。また、一方では、園保護者や近隣の方々の協力により、昨今世間を騒がせているような園児送迎の自家用車の放置や、保育に関する音のトラブルなどは、皆無です。幼稚園はこの地域社会において、70年間温かく守られ、育てられてきたのだと思ひ、心から感謝する毎日を過ごしていました。

ところが、今から2年半前、この静かな状況に、突然困難が降りかかりました。まず、2016年3月、(株)Sコーポレーションが、幼稚園の南隣接地に、地上14階建マンションの建設を告げてきました。地上45mに及ぶマンシヨ

ンが建設されると、日照のみならず風害、圧迫感、子どもたちのプライバシー侵害に加え、一方では、最近マスコミなどでも報道される、幼稚園の教育活動から発する音が地域の騒音として捉えられた時のトラブルなど、懸念されることがたくさんあります。子どもたちがのびのびと育つ環境が、企業の利益だけのために壊されることは、正しいことなのでしょうか。私は大変な疑問を抱き、緊急保護者会を開いて事情を説明し、その後すぐに「名古屋教会幼稚園・おひさまを守る会」を立ち上げました。何もわからず手探りでしたが、とにかく子どもの育ちの場を脅かす計画に対して、反対の意思を伝えないといけないと思ったのです。保護者や教会員らと共に、ビラ配りや署名活動もしました。署名は1ヶ月半で9,613筆集まり、マスコミもこの問題を取り上げてくれた結果、5月初旬には計画が白紙撤回となりました。皆が子どもの環境を守ることに懸命に働いた結果でした。そして、撤退の決断をしてくれたSコーポレーションに対しても、大いに敬意を表しました。

ところがその僅か2週間後、(株)Pコーポレーションが、当該敷地を買収したことが判明しました。私たちはすぐにP名古屋支社を尋ねましたが、「マンションを建てる計画は検討中で、未だ確定はしていない。防犯上とりあえず敷地に立っている無人の古ビルを解体し、更地にしたい」との強い意向を表明してきました。そのことについて、私たちは子どもたちの健康被害をとっても心配しました。昭和40年代に建てられたという古ビルが、道路も隔てない南隣地で解体される時、この場

所で保育を続けている限り、目に見えない粉塵、騒音、振動から子どもたちを守ることはできません。悩んだ末、私は解体工事期間中は、この場から離れた場所で保育をすることを決断しました。そして2学期の始業式で保護者に「解体中はこの場所以外で保育する」という決定事項だけを告げ、そこから急いで引越し先を探し始めました。代替地の候補は、シティホテルに始まり、公立小の空き教室、民間団体の貸し教室、などの情報が保護者から次々と寄せられ、最終的には、名駅にある保育園に、空き保育室のあることがわかりました。トイレ等の設備面で、子どもが最も負担なく過ごせる場所であったので、私たちは結局そこでお世話になることにし、解体工事中の、2016年10月中旬から11月末までの約40日間、その代替地で保育を行いました。様々な準備をし、工夫を凝らし、協力を求め過ごした大変な40日間でした。

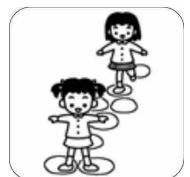
そのような日々を経て、やっと12月に本園に帰ってきたばかりの私たちに、Pは、早速、ワンルームマンション70戸の建設計画を告げてきました。こうなることも想定して、私たちはこれまでに、建築指導課をはじめ、幼稚園を統括する名古屋市教育委員会や、「なごや子ども条例」を作った名古屋市子ども青少年局など、考えられる全ての窓口に相談に行きました。しかし現実には縦割り行政で、市への絶望感を嫌というほど味わうことになりました。特に、建築指導課で言えば、名古屋市には「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関わる条例」があり、教育施設に影をおとす建物を建てる際には、当該教育施設と協議せねばならない、という条例があります。私たちも、その条例に基づく協議をしましたが、Pは私たちの不安や疑問に対して、納得できるような回答はしてくれませんでした。そして建築指導課は、協議の中身を検討することもなく、企業側から出される「協議報告書」だけで、簡単に確認申請を受理。名古屋市の「ナゴヤ子ども応援大綱」にある“日本で1番子どもを応援する

マチナゴヤ”は、一体どこにあるのでしょうか。

幼稚園において、何よりも大切なことは「子どもの命を守る」ことです。危機管理の基本姿勢が、予知・予測・回避であるならば、これほど様々な危険等が予測されるのに、当該企業は全く聞く耳を持たず、縦割り行政も知らん顔。小さな幼稚園ではありますが、ここに通う一人ひとは人間であり、子どもは社会的弱者です。社会に守られなければならない立場の者であります。そしてそのことは、都市部であろうが、地方であろうが、その人が持っている権利は、どこにあっても変わらないはずで、名古屋教会幼稚園のこれまでの姿勢と、私自身の考えも含めて、弱い立場に立たされている仲間を踏みにじるような社会を見過ごすわけには行きません。私たちは、子どもたちを自らの手で守るべく、今年3月に工事差し止めを求める仮処分申請、さらに、同7月に本案提訴をしました。企業利益のための規制緩和がどんどん進められる現在、弱く幼い子ども達が社会の片隅に追いやられています。

日本国憲法97条は、一人ひとりの基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であると謳っています。しかし、今もなお、このように私たちの社会には様々な問題があるのが現実です。過去に生きた人々が「幾多の試練に堪へ」てきた結果にあるこの文言は、今もまさに私たちが置かれている立場を語っており、大きな力を与えてくれます。利益を上げることだけが目的の企業によって、公教育の場の安心・安全が脅かされている現実には、私たちは痛み、声を上げ続けています。

これからの闘いも、決して楽なものではないでしょう。しかし、社会を創っていくのは他でもない私たち人間であります。子どもたちへの責任と、未来への希望を持って、これからも歩み続けて行きたいと思っています。



「大都市制度と都市再生研究会」（通称：大都市再生プラン研究会）研究報告

市民自治をめぐるガバナンスの課題

第1章 組織の資源をめぐる地縁集団と草の根NPOとの協働の課題・下

島田善規 博士（環境学）

— 目 次 —

第1章 組織の資源をめぐる地縁集団と草の根NPOとの協働の課題・上

(1～3節、所報, 通巻667号2018. 10に掲載済み)

第1章 組織の資源をめぐる地縁集団と草の根NPOとの協働の課題・下

4 事例②公共施設への意識と実体のズレ

5 事例③文化の家の市民優先予約制度

6 事例④学生サークル「りにさい」

7 まとめ協働を進める政策のあり方

(以下、次号以降の所報に掲載予定)

第2章 市民参加における討議の手法—差異を共有する「聞き合う」討議の提案—

注：本稿は、当研究所「大都市制度と都市再生研究会」での報告をもとに、加筆修正したものです。

前節までの概要

市民自治を大きく「協働」と「参加」とに分けるならば、第1章は協働の課題のひとつを取り上げる。参加の課題については、第2章で述べる。

所報前号では、第1章・上として、長久手地域におけるパートナーシップの失敗とも呼べる現象の背景を述べ、組織・集団が資源に依存するために失敗が起きているのではないかと指摘した。コミュニティ（共同体）のアイデンティティで結ばれた地縁集団と、個人のアイデンティティで結ばれた社会的集団と

のあいだの協働が、期待されるようには進まない現象である。組織の資源とは、ヒト、モノ、カネ、情報に加えて、制度・社会規範や集団のネットワークなどの組織環境も、ある種の資源であるととらえる。第3節では、資源獲得をめぐる事例①として、「みんなでつくるまち条例」の経過を取り上げ、制度的資源と、モノ・カネの獲得をめぐって、地域の協働関係に障害が起きた事例を報告した。

4. 事例②—公共施設への意識と実体のズレ

それでは、第3節に述べたように地縁集団が資源の獲得を競い、共生ステーションの整備に多額の予算が費やされるほど、長久手市の公共施設は不足しているのかという疑問について述べる。不足している実体はあるが、むしろ強い不足意識が人々の言動を不安定にし、資源獲得を急がせているのではないかと、この節では指摘する。「長久手市公共施設等総合管理計画」（2018.3改訂、以下「管理計画」）では、一人あたり公共施設保有量は県内平均レベルで、老朽度は他の自治体に比べ低い（恒川和久資料2018）。など詳細な実体が示されている。示唆に富む資料だが、以下本稿の目的の範囲で紹介する。

第1に、長久手市では中期的にみても人口増加が続くと予測され、公共施設への需要は増加し、供給不足は激しくなると見込まれている。しかし、この人口推計は低めに抑えられており（管理計画では2045年65,285人と推計するが、国立社会保障・人口問題研究所の

推計(2018.3)では、70,660人、2045/2015=122.7)管理計画以上の施設需要が発生する可能性がある。

第2に、しかし、市は、将来の人口減による財政危機を繰り返し強調しており、市民の意識にも浸透している。つまり、供給不足は激しくなるという実体と、需要は減り供給過剰になり財政危機をまねくという意識との、ズレが大きくなっている。

第3に、このため人々の言動が不安定となっているのではないかと。たとえば、西小校区は6学区中、公共施設の延べ床面積が最も少ない(1.16㎡/人、長久手市平均2.72㎡/人)にもかかわらず、「統廃合や機能の複合化・多機能化によって、施設の総量や整備費を減らす」べきという回答が最も多い(市全体「積極的に実施すべき」28.8%、西小校区約35%、『長久手市の公共施設のあり方に関するアンケート調査2017.1』より)。

第4に、同じくこのズレにより、管理計画や市政の方針が読み取りにくくなっている。「利用需要が変化」(下線筆者)などの苦心の作文は、短中期的な需要増加と長期的な漸減という実体と、やがて供給過剰になるという意識とのズレを念頭に文脈を読む必要がある。たとえば、管理計画は将来の財政危機を訴え「施設の有効利用・総量の削減」が必要としているにもかかわらず、地元の熱意もあるが、小学校区毎の共生ステーションの整備計画が進んでいる。また、施設の総量削減と、小学校区毎に市役所支所を整備しようとする市長発言との、整合性は読み取りにくい。あるいは、一方では「自然環境の保全・活用、緑の創出」「農地の保全・活用」を強調しながら、他方では「市役所周辺において都市機能が集積する複合拠点の形成に向けた土地利用の展開を」図るため(『第3次長久手市土地利用計画』2018.3)、市街化調整区域を市街化区域に新たに編入する方向である。コンパクトな都市を目指すのか、旧来の計画のように都市を拡散させていくのか、整合性の高くない市政方針は、ズレが自覚されないこと

から発するのではないかと。

第5に、コミュニティで利用可能な施設は、総量としては不足しているわけではないが、NPOには利用しにくいことの一つが明らかになった。たとえば市には22か所(計3,473㎡)の集会施設や、9か所(計9,556㎡)の高齢福祉施設などある。ただ、「福祉の家」などの大規模施設は、直営または委託管理され「開かれた」運営となっているのに対して、地域の「集会所」などは、役員の交代が頻繁な町内会などの管理で、駐車場もほとんどなく、実質にごく狭域の住民以外は利用できず、その結果利用率が低いという実態がある。筆者の見聞では、ある自治会が管理する集会所は年間10日程度しか使われていないが、自治会員以外の集団は事実上使用できない。また、営利目的を禁じている施設も多く、社会的サービスをごく低額料金で提供する活動もできない。

つまり、コミュニティ施設数は多いが、ごく狭域の住人や限られた目的でしか利用できないという意味で、施設は偏在し、「閉じた」管理となっている。このため施設が足りないという意識が高くなっているのではないかと。既存施設を使いやすくする改善が求められる。

5事例③—文化の家の市民優先予約制度

第4節では、公共施設という資源の不足意識が、資源獲得を急がせているのではないかと指摘した。その事例を簡単に紹介する。詳しくは島田(2015)の参照をお願いしたい。長久手市には芸術文化活動の拠点「文化の家」がある(1998.7、敷地面積24,455.59㎡延床面積17,488.09㎡)。また、長久手市は市民・芸術家の文化活動が活発であり、市も「自主創造活動事業」など文化的社会的な価値が高いと認められるものを「自主事業」と位置付けて優先し、「貸し空間事業」とは異なる扱いをしてきた。このためホールの予約が取りにくくなっていた。予約が取りにくい地域の団体が、市長や議員に働きかけ、「市民優先

予約制度」が試行された(2013.1~)。しかし、住民優先を口実に文化に境界を設け「よそ者」を排除しようとするものだと、この制度を危惧する声も起こり、「市民参画プロジェクト」(2013年度)が開催された。このプロジェクトの討議デザインは、自由に話すことを重視するもので、さまざまな意見が流れ込んだ会議の場は混乱した。しかし、討議デザインを変更した結果、多様な意見や利害の存在を承認し合う差異の共有が進み、公共施設のマネジメントについての理性的な討議に変化した。

この事例は、市民参加における討議デザインの開発プロセスとして興味深い(第2章参照)、本稿の範囲では、地域の文化活動集団が、資源獲得において他集団より優位に立ちとうとした事例として紹介する。試行期間中この制度を利用したのは、3団体(計50名余)であるが、これらの団体もメンバー全員が住民ということではない。一定の要件を満たせば「市民団体」に登録されるが、たとえば長久手フィルハーモニー管弦楽団でさえ要件に該当しないなど、疑問の多い制度であった。

本来文化芸術は、共感などを生み出す力を持っているから、自律的に対立は改善されると期待される。しかし、同時に文化芸術は、個人・集団を私的領域に閉じ込め、資源をめぐって対立を招いてしまう作用も起こすのではない。類似の不条理な現象は、コミュニティにおいても起きるかもしれない。コミュニティは共感・共助などを生み出す力を持つが、コミュニティ内部で住民集団は資源に依存した行動をとる。協働関係が自然に育つと楽観視はできない。共感・共助が生まれやすいはずの、コミュニティ内部の文化芸術集団がとった、二重に不条理な資源依存の行動だった。

経過であるが、1年近い市民討議によって文化芸術集団間の差異の共有が進んだので、施設のマネジメントの改善を柱にした「提言書」がまとめられ、市長に提出され、記者発表された。その後優先予約制度の本格実施は

見送られた。この政策変更へ市民討議が何らかの影響を与えたとすれば、市民の話し合いを政策へ強く直結させるのではなく、やわらかく接続したことになる。

6 事例④—学生サークル「りにさい」

前節までは主にカネ、モノ、制度資源をめぐる事例を紹介した。この節では、人間関係という資源に依存したNPO組織にどのような現象が起きるのか、「りにさい」(リニモ沿線合同大学祭実行委員会)の事例を紹介する。一般的には資源の獲得は、組織の成長要因と考えられるが、協働関係において資源依存現象が起き、組織が急成長し、しかし衰退に結びついた事例として紹介する。「りにさい」は、「学生の力で、地域住民同士がつながりをつくる手助けをしたい」というミッションを掲げたサークルである。「地域とのつながり」も資源の一つと考えられるが、他の資源とは異なる現象が起きるのではないか。このようなミッションを掲げるサークルが、数年間活動を続ける例は多くないと思われる。詳しくは島田(2016)の参照をお願いしたい。きっかけは愛知県立大学学生の東日本大震災の支援活動にあった。支援活動に参加(2011.9)したKさんIさんは、「つながりの強い地域は、緊急時にも強い」ことを学んだ。学びを行動に転じた二人は、「大学生向けの地域イベントや行政の方々との語らいの場に参加」し、学生でも「地域の中で力を発揮できる」から、そのためには「まずは大学生同士が連携することが必要だ」と考えた。組織づくりを始め(2012.5頃)、第1回合同大学祭を成功させた(2013.2。76名の会員と当日スタッフ55名が担った)。合同大学祭は2017年度までに6回を数える。リニモの駅を清掃する「ありがとうクリーン」は、11回目(2018.6)になる。他にも各種イベントに毎週のように参加するなど活動が急発展した。ところが、3年目あたりから、活動がやや停滞気味である。2017年度の会員は10数名にまで減つ

ている。2015年度代表OさんやTさんは、「リーダーの力不足」と反省するが、そうとは思えない。

地域とのつながりをつくろうとする学生集団のミッションは多義的である。このミッションの理解は、図2のように4通りありうる。①歴史的・社会的に存在する社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を強めるという理解、②組織に属する学生個人と住民との、個人間の信頼、ネットワークを作り出すという理解、③学生組織と他の組織との、組織間の信頼等を作り出すという理解、そして④学生自身が希薄な人間関係に置かれていることから、学生集団内の信頼等を作り出すという理解である。いずれも元になるつながり資源が存在し、新しいつながりが生産される。

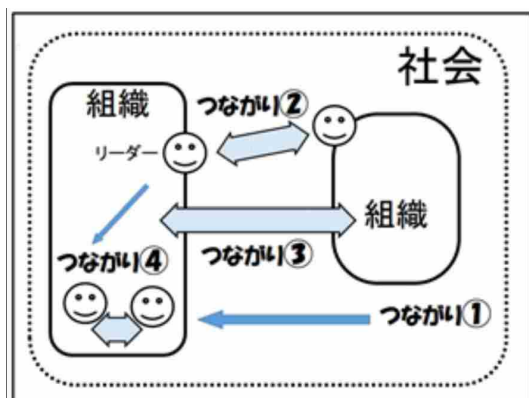


図2 地域とのつながり資源 作成筆者

つながりを「財」（物質的・精神的な効用）と考えれば、つながり①は（以下単に①②…と表記）公共財的なつながり、つまり協動的・互酬的・効率的な社会をつくる効用がある。②は個人に所有される私的財としてのつながり、たとえば感謝の気持ちを受け取る喜びは個人に属するという効用である。③は組織に所有される財としてのつながりである。たとえば「りにさい」が信頼できる組織であると認知され、「りにさい」も相手組織を信頼するという効用である。このつながりが社会に「開かれた」ものであれば公共財的に、社会から「閉じて」いれば私的財やクラブ財（仲間内で共有できる財）となる。④はクラブ財

としての閉じたつながり、たとえばメンバー同士の共感や理解が深まる効用、および個人の成長や充足感などの私的財が複合している。ちなみに、反社会的組織にも④クラブ財や②私的財は生まれる。つまり、「つながり」や「きずな」という言葉が多用される風潮にあるが、必ずしも公共財的ではなく、多様である。

以下筆者の経験的な評価であるが、つながりを組織の資源として見れば、①は組織の外部環境に存在する操作しにくい資源である。組織はこの外部の資源から影響をうけるが、本稿の事例では、資源の獲得と引き換えに、環境に同調させられる作用を受けた。地域で交流イベントが盛んであれば、これに同調した活動になりやすかった。②と③は組織と組織が相互に資源を交換する作用と理解する。相互作用のプロセスが、②では組織の境界に存在して外とつながるリーダーを中心に理解するのに対して、③は組織の内部活動が、外部との相互作用で変化するプロセスを中心に理解する。②は組織におけるリーダーシップやリーダーの能力・意欲（「想い」など）の重視につながる。③は協働関係では対等な資源の交換関係であるが、相手組織からは自組織の資源として期待されやすい。この期待は、学生組織が未成熟なだけに一方的な同調圧力となりやすい。④は資源依存を避け、組織内部の個人の間をつながりを重視する。外部から受ける評価よりは、「一緒に何かやっているのが楽しい」と自己肯定する活動である。NP0が④へ向かいやすい理由は、それが選択縁本来の姿とも、ボランティア集団の宿命とも、成熟した組織への途中形態とも、同調圧力からの自己防衛とも考えられる。なお④の集団は、集団内の共感の生成や、個人の意識・行動の変容、集団を社会的行動へ導くリーダーシップを強調する手法を好みやすい。

6年間の「りにさい」の活動は、おおまかにどのように変化したか。当初大震災の学びから、「助け合えるまち」という①社会関係資本の形成をミッションに掲げたが、あまり

にも遠大であった。このため合同大学祭の主催や地域イベントへの参加などの中間目標を掲げた。つまり、③地域の集団とのつながりづくりと、④学生同士のつながりづくりという中間目標である。活動はKさん、Iさんの②個人的なつながりづくりから進んだ。並外れた行動力だった。ところが、地域でつながりづくりをしようとする学生たちは、活動の元となる資源、つまり糸口となる重要な人物・組織とのつながりを、当初はほとんど持っていなかった。糸口となる資源、既に存在する社会的ネットワークとのつながりを提供したのは、②③長久手市、大学の地域連携センター、NPOなどの地域の組織と個人であった。活動の進め方の助言も受けた。③地域では実働能力が不足しており、交流イベントに同調的な学生達は歓迎され、イベントへの参加の誘いが殺到した。若い学生達は、いきさつを越えて受け入れられやすかった。「学生、若者のノリ」の良さが喜ばれた。②交流の場でのちょっとした声掛けや交流も、学生達には「すごく嬉しかった」と感じられた。

既存のつながり資源を提供されたことが、「りにさい」が急発展した大きな要因であろう。③実働能力が不足し高齢者が多い地域の集団と、資源を交換していたと見ることもできる。ただ、地域の集団側にはつながり資源を共有する追加費用は発生しない。意地悪く言えば、若者という資源がほぼ無償で提供されるという利益が、地域に発生したのかもしれない。もちろん、学生側も新しいつながりの生産という成果を得た。また、イベントの資金などの資源に便乗するメリットがあった。しかし、③地域の資源の獲得という戦術は、未成熟な学生集団が資源に依存し活動の発展と引き換えに、③環境からの同調圧力を受け自律性を失うという弊害をもたらした。ところで、②③学生達は同じ学科、サークルなどの集団関係を通じて集まっている。④「楽しいことあるよ」と輪を広げていった。④ラインなどのSNSは、運営の連絡網として利用された。チームメンバーとは、ラインの登録

者のことである。総会も定例会議も決めていないゆるやかな運営方法であるが、④毎週のように集まる濃密なつながりが生まれた。ただ毎週のように地域イベントに参加するなかで、③自律性が低下する弊害を学生達は感じたかもしれない。①「何のために地域とつながるか」「イベントへの参加が目的ではない」と繰り返し議論されてきた。しかし、③学生集団には、地域の集団との相互作用をコントロールする力はなかった。一方、④イベントに参加した学生達には、「地域とのつながりもあるが、(学生どうしが)集まっているのが本当に楽しかった」という効果も生まれた。こうして④学生間のつながりが強く意識されるようになり、③④第3回目の合同大学祭からは学生間のつながりづくりが目標とされた。③相手も学生であれば、相互作用も操作しやすいからである。この結果、③地域の集団と学生集団が相互作用するという目標は薄らぎ、地域イベントへの参加は減った。③その後N EXPO(長久手万博継承会)、リニモ会社、長久手市役所など幾つかの組織とのつながりは維持されてきたが、②一部は個人間のつながりとして維持されている。学生サークルは4年間で完全にメンバーが入れ替わるので、個人間のつながりは薄れつつある。③助成金の提供などの形で、組織間のつながりとして継続することが課題であった。以上のように、未成熟な学生組織は、中間目標を①～④のいずれに置くか揺れてきた。現在でも、①「『助け合えるまちをつくる』を理念に活動している。達成には時間がかかると思うが、③そのために長く大学祭を続けていきたい」(2017代表Sさん、中日新聞なごや東版2017.12.12)と語るように揺れている。地域のつながりを意識しながらも、③学生の連携組織として活動が維持されているのが実態ではないか。合同大学祭は、サークルの合同発表会のように見える。

以上の活動の評価の問題を補足する。地域とのつながりというミッションの成果をどのように測定し評価するか、学生自身には困難

であろう。つながりとは、①ある面では社会的に実在する外部環境であり、②④ある面では個人的な信頼や共感のように心の認知である。心は言葉に表れるとしても見えにくい。見えにくい目標をマネジメントするには、継続的な事業を行いその成果物で評価する方法や、その実働集団の成長や、教育的な成果物の作成などの見えやすい中間目標を設定し、中間目標に照らして成果を測定評価するプロセスを活動に組み込む方法がある。あるいは、学生達が自ら抱えている課題から出発させ、自ら評価させるマネジメントもある。このような指導は、支援する大学や行政の役割ではないか。行政やリニモ会社が活動を承認し、顕彰するだけでも良い。ただ、イベントの企画や参加自体を単純に中間目標とすると、参加者数というアウトプットは見えやすいが、つながりが継続的に生産されているかどうかは見えにくい。学生をイベントの盛り上げ隊に終わらせるのではなく、学生の成長を地域が支援する姿勢が期待される。

「りにさい」は、つながり以外の資源にも左右されてきた。当初活動を支えた資金は、主に助成金と協賛金であった。「リニモ沿線地域づくり調査研究会」（事務局愛知県）の沿線活性化活動への支援制度（「リニモ沿線地域づくり活動支援事業」）があり、2012年度、2013年度にこの助成を受けた。2014年度は「モリコロ基金」の助成を受けている。しかし、これらの支援事業・制度は終了している。③協賛金を集めているが、活動が認知されていなければ集める苦労は大きいだろう。

会議室・たまり場の確保、印刷機などの資材の利用や備品の置き場にも苦労している実情がある。沿線に大学が集積しているとはいえ、違う大学の学生達が集まるための交通費が大きな負担となっている。夏休み中などには定期券を購入しないため、学生たちは小遣いとバイトでやりくりしている。リニモ会社は、応援してくれる学生たちが存在することの稀有さを認識し、料金制度を改善すべきである。

長久手市は、「学生まちづくり甲子園」（2017年度）など学生を巻き込んだまちづくりに熱心である。ただ、目新しいイベントや実行集団を立ち上げることには熱心だが、継続している集団を支援する制度は整っていない。指導する教員もいない学生サークルが、地道に続ける活動への関心は薄いように見える。「長久手市大学連携基本計画」（2018.3）が早期に具体化され、教育活動研究活動と結びついた大学学生の社会貢献が進み、長久手市は活動拠点整備や支援制度などの環境づくりを担うことが期待される。

①地域とつながるという遠大で多義的な活動は、②③当初地域の資源に依存し、その獲得に成功した。これが「りにさい」の急発展の要因となった。しかし、③地域の環境に同調させられる弊害が起き、④「りにさい」内部や③学生集団間のつながり、④学生自身の成長という中間目標を重視するようになった。この結果②③地域とのつながりは弱くなり、助成金等の資源も得にくくなった。学生自身も①「何のために地域とつながるか」という目的が見えにくくなり、組織が停滞する要因となったのではないか。

こうして、「りにさい」は、解散するに至った（2018.6）。この解散の理由1)を、②リーダーシップの不足、つまり「りにさい」リーダー個人の意識、行動や能力に還元してしまうのか、それともつながりづくりを目的に掲げる他の集団にも起こりうる一般的な資源依存現象と捉えるかが問われる。残念な経過となったが、今後は学生達のつながりが、多様な形で深まっていくことを期待したい。

7 まとめ—協働を進める政策のあり方

地域で活動するNPOと地縁集団との協働はなぜ進まないのか。本稿は、組織の資源に着目しつつ、都市化が進む長久手市の事例を紹介した。地域の集団が資源に依存し、資源へのアクセスが平等でなく獲得競争が起き、資源を持たない集団は持つ集団に同調させられ

る事例を紹介した。資源依存という切り口から、協働の阻害要因の一面を分析した。

この仮説が正しければ、政策的な含意は、簡単とは言わないが比較的シンプルである。第1に、草の根レベルの市民・住民集団をどうみるかという基本的視点の違いである。草の根レベルの集団は未成熟未分化であるから、目的や組織の定義が明確でないものが多い。あえて言えば、ソーシャルビジネス（社会問題の解決を目的としたビジネス）などの営利的形態に変化したり、社会的政治的運動に変化したりする集団かもしれない。大半は地理的な範囲に縛られないし、多様な価値観やアイデンティティを持ち、SNSを介してネットワークを広げ、多くは私益共益の範囲に閉じている。

一方の政策（仮に「A政策」）は、これらの集団が多数存在し活躍する社会の状態を、個人のアイデンティティでつながる社会への変化として肯定的に、あるいは否定できない歴史的変化として考える。他方の政策（仮に「B政策」）は、このような状態を、ある地理的な範囲内の「つながりが薄れてきている

（まち条例）社会であると否定的に評価する。第2に、基本的視点の違いが政策にどう現れるかである。A政策は、これら草の根の私益共益集団を行政側の基準で選別せずに、集団内部から公共性を芽生えさせ、公共性を担う可能性がある社会的集団へ成長させる方針を採る。B政策は、既存の草の根集団では不十分だと考え、住民個人に働きかけ地域の課題に目覚めさせ、狭域の公共サービスを担う活動と組織を新しく生成させる方針を採る。A政策の方針を採るなら、広い意味で公共的な活動であるなら、集団の目的や組織の定義（営利／非営利や規約の内容などによる種類分け）にこだわらず、現時点で行政に替わる公共サービスの担い手であるかないかにこだわらず、住所にこだわらず、個人的報酬・利益や政治への関心を否定しない政策を採る。具体的には、広い意味で公共的な活動であればすべて行政との協働の対象とし、物質的に

支援する施策、公共性へ向かうようなリーダーシップを育成しあるいは外から移入する施策、実態が不明瞭な集団であれば透明性公開性を求める施策、活動場所が狭域であるかどうかで評価するのではなく活動内容全体を客観的に評価する施策、公共施設の使用目的を制限しないなどの施策となる。一方長久手市はB政策の方針を採り、新しい集団をつくることに傾注する。小学校区という地理的範囲の集団を優越させ、個人レベルでの気づきやつながりづくりなど個人の意識・行動を変える作用を選好し、行政を代替する公共サービスの担い手づくりを重視し、これらの集団が条例上に定義した組織に結束される秩序をつくり、公共施設の利用条件を制限する。地域の共通利益に覚醒した主体的な個人と住民集団を新たに生成し行動させ、それを組織化制度化する政策である。

つながりを強調するB政策は、共生社会や地域活性化の素朴な理想論だけに説かれた地域参加」（松宮2014）になりかねないジレンマがある。また、住民個人も多くは、集団・社会の利益よりも、自己の利益のために行動する「経済合理性」を持つという現実もある。

A政策とB政策は、具体的な施策段階では相容れない場合がある。たとえば小学校区ごとに設立されつつある「まちづくり組織」に、資源配分上の優越的地位を与えるかどうか、択一的である。資源獲得に有利であれば、透明性や公平性が強く求められなければ、人々はその制度に沿って行動する経済合理性を持つ。長久手市政の現状を、理想社会への途上にあると見るのか、それとも経済合理的な社会へ向かっていると見るのか、解決しにくい構造的な難問に陥っているのではないか。

第3に、協働のために人々が集まるプラットフォームのあり方についての政策の違いである。A政策では、行政や専門家による資源マネジメントを組み込んだ、事業や組織の支援の基盤であり、B政策では、住民がコミュニケーションを重ね、意識と行動を変え、集

団を生成するための交流支援の基盤である。B政策では、住民の意識と行動の変化という社会心理的側面が強調され、反面資源のマネジメントという合理的経営の視点が弱い。しかし、公共サービスの担い手の成長を期待するのであればなおのこと、心理的要因で動く集団ではなく、合理的な経営組織を育成しなければならない。A政策の重要性が増す。

第4に、合理的な経営組織を育成するのであれば、自治組織といえども、その主体性自主性を尊重しながらも、資源をめぐる利害を公正衡平に調整する第三者の介入が必要である。透明性のある資源配分の制度が必要である。地縁集団は歴史的な経緯や個人的な「つながり」もあり資源を獲得しやすいが、NPOに配分される資源はわずかであり、対等ではない。地縁集団の間にさえ不衡平がある。求められる施策は、助成金等の公正衡平などの担保、公共施設の機能の複合化や開かれた運営、継続的に活動し、調査・支援を受け入れる集団を育成することなどである。

このように考察は自治組織・制度のあり方に行きつく。この章では市民自治を「協働」から考えたが、市民自治を「参加」の視点から見た場合、つまり視点を経済的領域から政治的領域へ戻した場合、本稿は大きな課題を残している。選択縁化する地縁の実働集団と、地域をフィールドとするNPOとは、目的を共有することが可能である。しかし、目的を共有するだけで協働が進むとも思えない。では、両者が共に参加する自治組織・制度とはどのようなものであろうか。

自治組織・制度を考える上で重要な課題のひとつは、代表性正当性をどのような制度で確保するかである。地縁組織に資源の調整を任せるとしても、代表性正当性がなければ、資源をめぐる競争を統制し、衡平に配分する責任は果たせない。仮に狭域での代表性を持ったとしても、多地域間の制御はできない。次の課題として、透明性公開性も求められるが、地域のどの集団も高くないのが実情だろう。さらに、両者が参加すれば自治組織の組織図

が大きくなるという課題がある。組織が大きくなるほど運営の熟達が求められるが、その技術は蓄積されているだろうか。運営技術が未熟であるなら、草の根の集団が多い都市部では、過渡的であれ地域の縁と切り離れた、資源の公的なマネジメントの制度が必要ではないか。

ただし、これらの課題を解決する制度の設計にあたっては、地域において多元的な主体がおのずから協調する社会が常態であるのか、それとも各主体が資源獲得を争う社会が必然であるのかという、根本的な世界観にも遡って考えなければならない。どちらの世界観に立つかによって、制度設計は異なってくる。

注

4 解散の連絡文によれば、「・長久手市各所へ連絡をするも返信が頂けず、連携が取れない。・現実行委員の人数不足及び、その半数が活動に参加していない。・内部外部のつながりが希薄なものとなり、本年度をもって、組織を解体する方が好ましいと判断致しました。」学生達は「このような形となってしまい、大変心苦しく思っている。学生集団のつながりづくりが、行き詰まった末の苦しい選択である。

参考・引用文献

- 島田善規2015「アーツ・マネジメントにおける市民討議のデザイン:長久手市「文化の家」の事例を踏まえて」『文化経済学』第12巻第2号。
- 島田善規2016「地縁組織とNPOとの連携の課題」『東海自治体問題研究所所報』通巻635号。
- 松宮朝2014「『地域参加』の施策化をめぐる一愛知県長久手市を事例として」『社会福祉研究』第16巻愛知県立大学。

●研究会報告

第24回都市再生研究会報告

10月21日の午後1時半からイーブルなごやにおいて第24回研究会を開催しました。参加者は5名でした。

遠藤先生から研究会の当面の進め方として名古屋を扱った2冊の本の輪読会をしたらどうかとの提案がありました。1冊目は塩見治人、井上康夫、向井清史、梅原浩次郎編『希望の名古屋圏は可能か—危機から出発した将来像』風貌社、2冊目として中部都市学会編『中部の都市を探る—その軌跡と明日へのまなざし』風貌社です。

第1回目として12月1日の第25回都市再生研究会（会場は教育館）で第1編「地域社会を見る目」を梅原先生が報告します。

第2回目は12月23日（金・祝）に会場はイーブルなごやで、第2編「中小企業や伝統産業でも生き残れる」を大澤さんが報告することになりました。なお、その夜は忘年会を予定していません。

(1) 岐阜県についての「部分的」考察

報告者：宇野 力

(岐阜県商工団体連合会事務局長)

1. 岐阜県のあらまし

「岐阜県移住・定住ポータルサイト」より

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置する県で、愛知をはじめ7つの県に囲まれています。全国に8県しかない内陸県のうちの一つで、面積は全国7位の広さを誇る。北部の飛騨地方は御嶽山、乗鞍岳、奥穂高岳など標高3000mを超える山々が連なる。一方、南部の美濃地方は木曾川、長良川、揖斐川などの清らかな流れによって形づくられた濃尾平野が広がる。

「飛山濃水」（飛騨の山、美濃の水）という言葉に象徴されるこの素晴らしい自然は、世界に誇れる岐阜県の宝物である。自治体数は21市19町2村。県内は大きく「美濃地方」と「飛騨地方」に分かれる。また、行政区分として、「岐阜」「西濃」「中濃」「東濃」「飛騨」の5地域に分類される。

2. 各地域の特色

「岐阜県移住・定住ポータルサイト」より引用

①岐阜地域

(利便性の高い中心地で生活するなら)

アパレル産業や航空機産業が盛んな地域である。名古屋へのアクセスが良く、交通の要衝である岐阜駅周辺は近年の再開発により利便性が一層高まっている。金華山山頂からは、長良川などが一望できる。

②西濃地域

(県内一のIT産業地域で生活するなら)

県の西部に位置する地域で、大手電子機器メーカーなどの本社があり、ソフトピアジャパンエリアを核としたIT関連産業も盛んである。天下分け目の戦で有名な関ヶ原もこの地域にある。

③中濃地域

(モノづくりの精神に親しむなら)

県の中央に位置する地域です。大手自動車メーカーの工場があるほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙をはじめ、刃物などの伝統技術を活かしたモノづくり産業が盛んである。

④東濃地域

(伝統産業と自然の名産を楽しむなら)

県の東部に位置する、美濃焼の産地として有名な地域です。東濃ひのきに代表される林業が盛んである。

⑤飛騨地域

(歴史的魅力満載の土地で暮らしたいなら)
県の北部に位置する地域で、穂高連峰などの飛騨山脈を擁し、木工業が盛んです。また、「ミシュラングリーンガイドジャポン」で三ツ星評価を得た白川郷や高山市など、世界的に有名な観光地でもある。

3. 「ひと」と「もの(経済)」の流れ

「RESAS」、「経済センサス」より

① 昼間人口は1,952,630人。

日中に岐阜県に滞在している人の居住地は、

- 1位岐阜県1,902,019人(97.41%)、
- 2位愛知県43,125人(2.21%)、
- 3位滋賀県1,669人(0.09%)。

② 夜間人口は2,031,903人。

県内に居住している人の日中の滞在地は

- 1位岐阜県1,902,195人(93.62%)、
- 2位愛知県117,792人(5.80%)、
- 3位三重県3,801人(0.19%)。

昼間人口<夜間人口=県外に通勤・通学している人が多い。中でも愛知県への通勤・通学が多いことが見受けられる。岐阜→愛知への移動は、愛知→岐阜の2.7倍である。

③ 企業数(中分類)は

- 1位飲食業(9,174社)、
- 2位理美容業(6,070社)、
- 3位その他小売(4,610社)、



4位総合工事業(4,212社)、5位飲食料品小売業(3,494社)、6位不動産・物品賃貸業(3,465社)、7位医療業(3,303社)、8位機械器具小売業(2,528社)である。

(2) 岐阜県下市町村の財政状況概観

報告者：中川博一(会員)

1 人口・面積と基準財政需要額

人口一人当たりの基準財政需要額が都市で一番多いのが飛騨市の385千円、つづいて郡上市の359千円、下呂市341千円と続く。この3市は人口が5万人以下で面積も高山市に続いて2~4番目の市である。また、高山市は全国で一番広い面積を持つ都市である。中津川市も岐阜県下都市の中で5番目の広い面積を持っている。しかし両市ともに人口が8万人台であることからして人口一人当たりの基準財政需要額はそれほど多くはならない。

人口一人当たりの基準財政需要額が10万円台を見てみよう。岐阜市151千円、大垣市156千円、多治見市151千円、瑞浪市190千円、羽島市148千円、美濃加茂市156千円、土岐市168千円、各務原市139千円、可児市140千円、瑞穂市153千円である。この中では各務原市や可児市が一番少ないが、各務原市の人口は148千人、可児市は102千人と10万人を超していることが影響しているとみられる。一方で岐阜市が少し高いのは中核市として保健所機能などが基準財政需要額に反映していること、大垣市は昼間人口比率が高いことが影響しているとみられる。人口一人当たりの基準財政需要額が町村で一番多いのが白川村の926千円、つづいて東白川村の623千円、七宗町の461千円と続く。この3町村は人口が5千人以下である。次に続くのが白川町386千円、揖斐川町360千円である。白川町は人口は1万人を切り、面積も238km²と広い、揖斐川町は人口が22千人だが、面積が803km²と広い。

2 人口一人当たりの標準財政規模

人口一人当たりの標準財政規模の傾向は基

準財政状況の傾向と大きな違いはない。岐阜市と大垣市が少し高めとみることができるが、これは税込額の違いかと思われる。むしろ税込額の違いはこの程度でしかないと理解することができる。

3. 経常収支比率と公債負担比率

都市の経常収支比率の平均は91.6、町村が89.9で全国的に自治体の財政は硬直状態にある。岐阜県下の都市の経常収支比率の平均は88.5、町村は84.2である。岐阜県下の都市の中で経常収支比率が90を超えているのは羽島市95.4、岐阜市93.9、海津市93.7、美濃市93.4、山口市91.6である。町村では笠松町91.3、と八百津町90.3である。ただし、山口市を除いて、これらの市町村では公債負担比率が必ずしも高くない。何が経常収支比率を高くしているのかを見ていく必要がある。

4. 財政力指数

岐阜県の市町村全体の財政力指数は0.54、全国平均の0.39をやや上回っている。都市の中で高い順からみると大垣市の0.89、各務原

市の0.87、可児市の0.86、岐阜市の0.85となる。0.7台は美濃加茂市、瑞穂市、羽島市、多治見市である。町村では岐南町が0.89で一番高い。0.7台は御嵩町、垂井町、神戸町、笠松町で、0.6台が大野町、池田町、安八町、北方町、養老町である。

二つの報告後の議論

- ・高山市の経常収支比率が79.8というのは、面積が広く観光都市であれば財政需要は多くなるはずであるが、それが超「財政健全都市」というのは意外である。裏を返せば行政が住民要求に充分こたえていないという疑問がわく。
- ・白川村は人口一人当たりの地方税が1番である。御母衣ダムの固定資産が財源となっていると思われる。
- ・市民税法人分が都市で一番多いのは美濃加茂市である。また、町村では輪之内町である。輪之内町には未来工業という電気部品を扱う会社がある。

★東海ローカルネットワーク

【愛知】

○行政頼らぬ整備モデルに

日進のサッカー場、命名権売却

少年サッカークラブ「シルフィード」（名古屋市天白区）が、拠点とする日進市米野木町の自前のサッカー場の命名権を中部大に売り、資金を人工芝整備の一部に充てた。民間施設の命名権売買はあまり例がなく、クラブ関係者は行政に頼らない施設整備の方法が広まるのを期待している。（2018年10月7日・中日新聞）

○名古屋城木造化、22年完成厳しく市長は強気

名古屋城の天守木造化を巡り、河村たかし名古屋市長の掲げる「2022年末完成」が厳しさを増している。河村市長は「死守する」と主張するが、その道筋はまだ見えない。完成時期の変更は政治責任を問われかねず、認められないのではとの見方も出ている。市は今月に国の許可を得るため、7月に文化庁に申請する予定だった。しかし市の有識者会議「石垣部会」から了承を得られず、今も申請書類を提出できていない。（2018年10月17日・朝日新聞）

○石垣4000個積み直しへ

名古屋城「搦手馬出」

国の特別史跡に指定されている名古屋城跡に数ある遺構の中で、15年越しで大規模な石垣の修復事業が続いている地点がある。かつての軍勢の出撃拠点で、天守閣東側の堀に面した「本丸搦手馬出（からめてうまだし）」。崩落の危険を防ぐための解体作業にめどがたち、4千個を超す石の積み直しが来年度にも始められる見通しだ。（2018年10月19日・中日新聞）

○17年の県内観光客

1億1800万人 過去最多

2017年に県内を観光目的で訪れた人の推計値は、前年を855万人（7.8%）上回る1億1836万人で過去最多だった。訪日外国人の宿泊客に加え、県内在住者による日帰り観光が増えており、近年の官民挙げての観光PR事業が奏功したとみられる。一方、観光消費額が大きく低下するなどの課題もみられた。17年で最も増加が顕著だったのは県内在住者の日帰り観光で、前年に比べ25.4%増えた。このほか県外在

住者と訪日外国人の宿泊客も増加した。一方、観光目的に加え、ビジネス兼観光で訪れた人の数も考慮した全体の観光客数では、県外在住者が前年の89.0%にとどまり、訪日外国人は78.1%に落ち込んだ。(2018年10月24日・中日新聞)

○いじめ、県内も最多

17年度、不登校も小中高で増

文部科学省が25日公表した2017年度の「児童生徒の問題行動調査結果」によると、県内ではいじめの認知、不登校はともに前年度より増加した。いじめの認知件数は過去最多を更新し、県教委は「早い段階での相談、対応の結果と受け止めるが、いじめを一件でもなくせるよう指導と相談体制の充実を急ぐ」と説明している。(2018年10月26日・中日新聞)

【岐 阜】

○小中事務職員との三六協定 月内にほぼ締結へ

県内の全市町村立小中学校で、時間外労働をさせる際に必要な労使協定(三六協定)を事務職員と結んでいなかった問題で県教委は九日、月内にほとんどの学校で協定が締結される見通しとなったことを明らかにした。協定なしの残業は原則、違法であることから、県教委は各市町村教委に対応を求めている。学校現場では、教員は残業しても特別措置法で「自主的な労働」とみなされ、基本給の4%が支給されるため、三六協定の対象外。事務職員は同法に含まれず、残業させるには原則、協定を結ばなければならない。(2018年10月10日・中日新聞)

○リニア交通網で連携

岐阜、長野、山梨の3県で研究会設置へ

リニア中央新幹線の間接駅ができる岐阜、長野、山梨の三県の知事が15日、恵那市で懇談し、各駅を基点にした交通網の整備やまちづくりについて共同研究会を設置し、2027年の開業に向け連携を深めていくことを決めた。リニア建設工事での地元企業の受注機会を増やし、駅を中心としたまちづくりを進めるため、年末に国やJR東海に支援要望をすることも決めた。(2018年10月16日・中日新聞)

○美濃加茂の断水と県営水道バックアップ

この夏、県内は台風や豪雨に何度も見舞われ、大きな被害を受けた。6月末の豪雨では、飛驒川上流に大量の土砂が流れ込み、下流の美濃加茂市で半数の世帯が断水した。水が濁り、水道水がつかれない非

常事態を2日間で収束させたのは、県営水道のバックアップだった。美濃加茂市には飛驒川の水から水道水をつくる浄水場が2カ所ある。必要な水の3割を市(森山浄水場)でまかない、残り7割は県営水道(山之上浄水場)から購入している。(2018年10月21日・朝日新聞)

○埋め戻し迫る予算日程

深地層研20年着手なら目前

原発の使用済み燃料から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分を研究する瑞浪超深地層研究所は、瑞浪市から借りた土地の契約期限が2022年1月に迫る。だが、「埋め戻して返還」するよう求めてきた県や市に対し、その確約も、スケジュールも示していない。(2018年10月24日・朝日新聞)

【三 重】

○鳥羽市教委が答志島への「留学」募集 10月まで

三重県鳥羽市教育委員会は、来年4月から答志島の小中学校に「留学」する児童・生徒を募集する。今年度に続いて2回目、10月末まで受け付けている。留学には、島内の住民宅に住民宅に「里親留学」と、家族で空き家に移り住む「家族留学」、島内に住む祖父母宅で暮らす「孫留学」の3パターンがある。基本的に1年間だが、最大でもう1年更新できる。(2018年10月10日・朝日新聞)

○安全面に不安噴出

伊賀市がスクールバス廃止方針

伊賀市は小中学校9校のスクールバスを来年4月に廃止し、周辺を運行する路線バスで代行する方針を決めた。市の財政負担を減らすとともに、乗客が減っている路線バスの維持につなげたいとしている。これに対し、保護者らはバス停まで距離のある場所も出てくるため、「子どもの安全は確保できるのか」と反発している。(2018年10月11日・中日新聞)

○認知症カフェ、県内で広がる

松阪でもスタート

認知症の人や家族、地域住民が集う「認知症カフェ」が、三重県内で広がりをみせている。様々な立場の人たちが、おしゃべりを楽しみながら悩みを共有する場になっているようだ。松阪市山室町の南勢病院で9月半ば、カフェ「ほ～ほけきよ」が初めて開かれた。認知症の人や家族、介護関係者ら14人が、テーブルを囲んで語り合った。(2018年10月12日・朝日新聞)

●行事案内

◆第25回都市再生研究会

日時：12月1日（土）13：30～

会場：名古屋栄教育館 和室

論題：『希望の名古屋圏は可能かー危機から出発した将来像』（風貌社）
塩見治人、井上康夫、向井清史、梅原浩次郎編

第1編「「域社会を見る目」の輪読会

報告：梅原浩次郎

（愛知大学中部地方産業研究所研究員）

◆第26回都市再生研究会

日時：12月23日（日・祝）13：30～

会場：イーブルなごや 第2研修室

論題：『希望の名古屋圏は可能かー危機から出発した将来像』（風貌社）
塩見治人、井上康夫、向井清史、梅原浩次郎編

第2編「中小企業や伝統産業でも生き残れる」の輪読会

報告：大澤圭吾

（大阪市立大学経営学研究科後期課程）

※ 終了後忘年会を予定

◆第8回地域経済の将来を考える研究会

日時：12月15日（土）13:30～16:00頃

会場：名古屋市教育館(栄) 4階第1研修室

論題：希望の名古屋圏は可能か』
を出版して

「ビジネスモデルチェンジによる新生一有松・鳴海絞産業」を事例に

（梅原浩次郎ほか編、2018年6月刊、風媒社、定価2,000円＋税）

報告者：梅原浩次郎

（名古屋市立大学大学院研究員・博士(経済学)）

コメンテーター 依頼中

<希望学とは>

報告者を含む名古屋市立大学研究グループは、「希望学」というやや聞きなれない学問であるが、地域経済・文化・NPO活動のあり方を論じた表記の図書を上梓した。

「希望学」の立場とは希望学は、東京大学の社会科学研究所で2005年に学際的学問としてスタート。大手の企業や大プロジェクトを問題にするより、「にっちもさっちもいかない危機的状況」の地域や産業、そこでの人々の営みを研究対象とする。危機的状況の中に、単なる予測ではない、現に存在する確かな可能性を見抜くこと。小さな可能性の連鎖が、将来のメジャーを確信させることになる。

<本書のメッセージ>

2030年の名古屋圏に向かって3つのことを発信している。第1に、中小企業や伝統産業でも生き残れる。第2に、NPO活動は地域社会の成熟にとって必須のテーマである。第3に、文化は地域社会の基本的な生活環境である。

